

尾道市男女共同参画基本計画策定業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務内容に関する事項

(1) 業務名称

尾道市男女共同参画基本計画策定業務

(2) 業務目的

令和9年度を初年度とする尾道市男女共同参画基本計画を策定するにあたり、民間事業者の豊富な経験と高い専門性を活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行するため

(3) 契約期間

契約締結後から令和9年3月31日（予定）まで

(4) 業務内容

別紙「尾道市男女共同参画基本計画策定業務仕様書」を参照

(5) 契約上限額

4,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※内訳 令和7年度：0千円 令和8年度：4,500千円

2 参加資格

本プロポーザルへ参加することができる者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 本市から指名停止措置等を受けていない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

3 スケジュール

日程	事項	備考
令和7年6月4日（水）	依頼文送付	
令和7年6月11日（水）	質問受付期限	17時必着
令和7年6月18日（水）	質問に対する回答	
令和7年7月2日（水）	企画提案書類受付期限	17時必着
令和7年7月7日（月）～7月11日（金）	ヒアリング及び審査	予定
令和7年7月中旬	委託契約	予定

4 質問の受付・回答

(1) 受付期限

令和7年6月11日（水）17時必着

(2) 提出方法

質問書（様式1）※に記入し、下記8の提出先に電子メールで提出すること。メールの件名は、「男女共同参画基本計画プロポーザル質問書（法人名）」とする。

※質問欄は、適宜、拡大または追加して構わないが、質問は簡潔に記入すること。

(3) 回答

質問事項への回答は、令和7年6月18日(水)17時までに、電子メール等により通知する。

5 企画提案書類の提出

(1) 受付期限

令和7年7月2日(水)17時必着

(2) 提出方法

持参、郵送のいずれかによる。提出先は下記8参照。

(3) 提出書類

- ・企画提案書(20ページ以内)
- ・業務体制表
- ・見積書
- ・工程計画表
- ・法人概要及び業務実績
- ・その他必要と思われる資料(実際に作成した計画書等)

※印刷仕様：A4判普通用紙、横書き(文書)、文字サイズ12ポイント以上

提出部数：10部

①企画提案書について

- ア A4判普通用紙を縦向きで使用する。
- イ 簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
- ウ 法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- エ 本プロポーザルの担当部署、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記入すること。
- オ 実務担当者の経歴及び実績に関する以下の項目を記載すること。
 - ・氏名、生年月日及び年齢
 - ・所属部署及び役職
 - ・担当者の実務年数
 - ・保有資格
 - ・業務実績に記載した分担業務分野及び役割
 - ・経歴や実績、能力等を踏まえた本業務に関するアピールポイント

②業務体制表について

本業務の実施体制を図で示し、特にアピールしたい組織体制上の優位点を明記すること。

③見積書について

- ア 法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- イ 金額は、4,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

④法人概要及び業務実績について

業務実績は、本業務に関連するもののうち、アピールできる代表的なものとし、以下の項目を記載すること。

- ・業務名称
- ・発注者名
- ・業務期間

- ・ 契約金額
- ・ 業務概要

(4) その他留意事項

- ①参加希望者一法人につき、提案は一件とする。
- ②提出された提案書類は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ③提出された提案書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ④提出された提案書類を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

6 選定に関する事項

(1) 選考方法

- ①尾道市男女共同参画基本計画策定業務委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）によるヒアリング及び審査を行う。
- ②提出書類について、発注者が定めた審査項目及び審査基準（別紙1参照）に基づいて採点する。
- ③原則、最高得点の業者を業務委託契約の締結候補者とするが、最終決定は審査員のコメントも考慮し、審査会の審議により行う。

(2) 選定結果の通知

- ①審査会による選定終了後、参加業者全員に通知する。通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。
- ②結果に対する異議申立ては受理しない。また、選考過程は公表しない。

7 その他注意事項

- (1) 関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、各提案者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期間以降、関係書類の差替えや再提出は認めない。
- (3) 次のいずれかに該当する提案は無効とする。
 - ・ 参加資格要件を満たしていない場合
 - ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ・ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・ 審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合
 - ・ 選定結果に影響を与えるような行為がある場合

8 提出先及び問合せ先

〒722-0041 広島県尾道市防地町26-24

尾道市市民生活部人権男女共同参画課

担当：森本、新本（にいもと）

電話：0848-37-2631

メール：jinken@city.onomichi.hiroshima.jp

(様式1)

令和7年 月 日

尾道市長 平谷祐宏 様

<所在地>

<会社名>

質 問 書

尾道市男女共同参画基本計画策定業務に係るプロポーザルに参加するに当たり、次のとおり質問がありますので、回答をお願いします。

No.	質問内容
1	
2	
3	

(別紙1)

【審査項目及び審査基準】

審査項目	審査基準	配点
1 業務体制	①事業者・業務担当者の実績は十分か。	15
	②推進体制（人数、従事者の経歴等）は十分か。	15
2 提案内容	③業務の目的及び業務内容の理解は十分か。	10
	④市民意識調査と事業所アンケートの分析結果を適切に計画に反映できるか。	10
	⑤関連法や既存計画の確認及び情報収集、収集資料の整理は適切か。	10
	⑥本計画策定に対して、尾道市の実情を踏まえた企画・アイデアを提案しているか。	10
	⑦提案内容の実現性は高いか。	10
3 総合的なバランス	⑧スケジュール内容、管理に無理はないか。	10
	⑨見積り内容が合理的で安価なものとなっているか。	10
合計		100